

定例教育委員会会議次第

日 時 平成 27 年 2 月 23 日 (月) 午後 1 時～
場 所 坂井市役所第 2 別館 2 階 大会議室

1 委員長あいさつ

2 教育委員会会議録の承認について

3 教育長報告について

4 議 案

議案第 35 号 坂井市教育委員会表彰規則に基づく表彰について

議案第 36 号 坂井市教育委員会公告式規則等の一部改正等について

議案第 37 号 坂井市立幼稚園保育料の減免に関する規則の一部改正について

議案第 38 号 坂井市就学援助費支給要綱の一部改正について

議案第 39 号 教育標準時間認定における幼稚園保育料規則の制定について

議案第 40 号 坂井市地区体育館使用条例施行規則の廃止について

議案第 41 号 坂井市一筆啓上日本一短い手紙の館条例施行規則の制定について

議案第 42 号 坂井市文化財保護審議会に諮問することの協議について

議案第 43 号 就学指定校の変更許可について

5 協議事項

・坂井市特別職報酬等審議会条例等の一部改正について

・坂井市職員倫理規程の一部改正について

・坂井市立幼稚園保育料条例の一部改正について

・坂井市一筆啓上日本一短い手紙の館条例の制定について

・平成 26 年度坂井市一般会計補正予算にかかる概要説明について

・平成 27 年度坂井市一般会計当初予算にかかる概要説明について

6 報告事項

・坂井市いじめ防止基本方針に関することについて

・学校給食費不能欠損処理について

7 そ の 他

・行事予定(3月分)について

・その他

定例教育委員会

会 議 錄

定例教育委員会會議録

平成27年2月23日

平成 26 年度坂井市教育委員会会議録（概要）

日 時：平成 27 年 2 月 23 日(月) 午後 1 時 00 分より 4 時 20 分まで
場 所：坂井市役所 第 2 別館 大会議室

【会議日程】

- 1 委員長あいさつ
- 2 教育委員会会議録(概要)の承認について
- 3 教育長報告
- 4 議 案
 - 議案第 35 号 坂井市教育委員会表彰規則に基づく表彰について
 - 議案第 36 号 坂井市教育委員会公告式規則等の一部改正等について
 - 議案第 37 号 坂井市立幼稚園保育料の減免に関する規則の一部改正について
 - 議案第 38 号 坂井市就学援助費支給要綱の一部改正について
 - 議案第 39 号 教育標準時間認定における幼稚園保育料規則の制定について
 - 議案第 40 号 坂井市地区体育館使用条例施行規則の廃止について
 - 議案第 41 号 坂井市一筆啓上日本一短い手紙の館条例施行規則の制定について
 - 議案第 42 号 坂井市文化財保護審議会に諮問することの協議について
 - 議案第 43 号 就学指定校の変更許可について
- 5 協議事項
 - (1) 坂井市特別職報酬等審議会条例等の一部改正について
 - (2) 坂井市職員倫理規程の一部改正について
 - (3) 坂井市立幼稚園保育料条例の一部改正について
 - (4) 坂井市一筆啓上日本一短い手紙の館条例の制定について
 - (5) 平成 26 年度坂井市一般会計補正予算にかかる概要説明について
 - (6) 平成 27 年度坂井市一般会計当初予算にかかる概要説明について
- 6 報告事項
 - (1) 坂井市いじめ防止基本方針に関することについて
 - (2) 学校給食費不能欠損処理について
- 6 そ の 他
 - (1) 行事予定(3 月分)について
 - (2) その他

【出席者】

教育委員 喜多正之委員長、三宅小百合職務代理者、青柳裕委員
若松静榮委員、川元利夫教育長

教育部	杉田教育部長、滝呑次長(教育総務課長)、武曾次長(生涯学習 スポーツ課長)、前川次長(図書館長)、甲斐教育審議監
教育施設整備課	藤野課長
学校教育課	土居課長
国体推進課	長谷川課長
文化課	五十嵐課長
事務局書記	島田課長補佐、小川課長補佐

【会議の成立】

教育部長 ただいま、委員数5名、出席委員数5名であるので、地方教育行政委員会の組織運営に関する法律第13条第2項の規定により定足数に達するので、会議の成立を宣言する。

委員長 (あいさつ)

【会議録の承認】

委員長 1月定例教育委員会について、事務局の説明を求める。

滝呑次長 (会議録概要説明)

委員長 質問等はないか。ないようであれば、会議録について承認する。
各委員は委員会終了後、会議録への署名を願いたい。

【教育長の報告】

教育長 3月議会に提出する議案について、検討をいただく内容が主なものである。坂井市政10年目を迎えることに向けての施策についても検討いただきたい。明日から3月議会が始まる。例年は、この時期に教職員の人事についてお話ししていたが、まだ決定していないため、今回はできない。次回で、説明できると思う。

委員長 これらについて質問等はあるか。

青柳委員 新採用教職員は、決まっているのか。

教育長 坂井市に15名の新採用教職員が配置されるということは、決まっている。中学校へ6名、小学校へ9名である。中学校については、教科、部活動での要望をできたが、今年は、そういったもののがなく、どの教科の教員が配置されるのかわからない。例年と比べて2週間遅いというのが現状である。

青柳委員 退職されるのは、何名か。

教育長 校長 9 名、一般教諭 5 名である。子どもの数が減ってきている。中高一貫ということで高志中学校ができ、坂井市では 10 名合格した。春江と三国の新 1 年生が多く合格したので、春江、三国の新 1 年生の学級が予定より 1 学級ずつ減ることとなった。自然減もあるので、全ての学校で学級数が減っている。中学校では、1 学級減ると、2 人から 3 人教員が減る。

【議案第 35 号 坂井市教育委員会表彰規則に基づく表彰について】

委員長 これについて事務局の説明を求める。

滝呑次長 (議案内容の説明)
教育委員会表彰規則に基づき、功労賞として前教育委員の小篠義昭さん、前スポーツ推進委員の古谷輝美さん、川畠孝治さん、北山章子さん、末永さち子さん、高間ひとみさん、前文化財保護審議会委員の渡邊彦典さん、前体育協会会长の荒井正雄さん、平成 26 年度末で退職される先生方、功績賞として高校生、中学生で優秀な成績を収めた 6 名 1 団体、奨励賞として小中学生で優秀な成績を収めた 12 名と 2 団体である。

委員長 これについて何かご質問等はあるか。

委員長 昨年度と比較すると、どういった傾向があるか。

滝呑次長 昨年度は、功労賞は 1 人だけであった。功績賞は 6 名、奨励賞は 6 名 2 団体、善行青少年表彰で 5 名であった。今年は、善行青少年での推薦は無かった。退職教職員は 12 名であった。

委員長 教職員で、19 年間勤務していたというような、少し期間が足りない教職員はいるのか。

教育長 期間が足りない教職員はいない。

委員長 ほかに、ご意見等がなければ、「議案第 35 号 坂井市教育委員会表彰規則に基づく表彰について」は、原案のとおり承認してよろしいか。

(異議なし)

委員長 「議案第35号 坂井市教育委員会表彰規則に基づく表彰について」は、原案のとおり承認する。

【議案第36号 坂井市教育委員会公告式規則等の一部改正等について】

委員長 これについて事務局の説明を求める。

滝呑次長 (議案内容の説明)

地方教育行政法改正に伴う規則の一部改正、廃止である。協議事項に挙げている「坂井市特別職報酬等審議会条例等の一部改正について」「坂井市職員倫理規程の一部改正について」も関連があるため、教育委員会制度の改正とあわせて説明をする。教育委員会制度の改正は、教育委員長と教育長を一本化すること、首長は教育大綱の策定を行う、首長は総合教育会議を設置することが主な改正である。

委員長 これについて何かご質問、ご意見等はあるか。

委員長 移行期間があるのは、わかりにくいように思うが、いかがか。

教育長 東海北陸教育長大会等で他の都道府県の状況を見ると、20パーセント程度は、教育長が一旦辞職して再任するという方法を探るところもあるようである。私の場合は、任命期間が3年2か月残っているので、現行のままでということになる。あわら市は、5月20日が改選になるので、新制度に移ることになる。現行制度と新制度が混在するので、新制度に変更する方がいいのではないかという首長の意見もあるようである。

委員長 改正を行っても実行しないのであれば、実態と合わないのでないかと思う。また、首長を交えた公式な会議の運営がスムーズにいくのかという懸念もある。

滝呑次長 条例、規則を整備するのは、もし、現在の教育長に何かがあった場合、現行のままでは対応ができないこととなるので、整備をするものである。また、総合教育会議は、首長が招集するものであるが、市長部局と協議し年に1、2回は開催しなければならないと考える。

青柳委員 4月以降も委員長が在籍し、委員会の招集は委員長が行うということか。首長を交えた会議も開催することになるのか。

- 教育部長 現教育長の任期中は、現行のままである。
- 委員長 現行では、教育委員長は教育委員の互選ということになっているので、教育長を委員長とすることは可能なのか。
- 教育部長 教育長を除く教育委員の互選となっており、兼ねることはできない。
- 委員長 ほかに、ご意見等がなければ、「議案第 36 号 坂井市教育委員会公告式規則等の一部改正等について」は、原案のとおり承認してよろしいか。
- (異議なし)
- 委員長 「議案第 36 号 坂井市教育委員会公告式規則等の一部改正等について」は、原案のとおり承認する。
- 【議案第 37 号 坂井市立幼稚園保育料の減免に関する規則の一部改正について】**
- 委員長 これについて事務局の説明を求める。
- 学校教育課長 (議案内容の説明)
協議事項に挙げている「坂井市立幼稚園保育料条例の一部改正について」も関連するので、あわせて説明する。4月から子ども・子育て新制度に移行することに伴い、幼稚園保育料、減免基準を改正するものである。
- 委員長 これについて何かご質問、ご意見等はあるか。
- 委員長 全国的なことだと思うが、坂井市でのポイントとなるようなものはあるのか。坂井市では、保育料は無料ですというような目玉的なことはあるのか。
- 学校教育課長 そういったことは無く、国の制度に準じての改正である。第 2 子、第 3 子についても基準どおりである。
- 青柳委員 今まででは減免という方法を探っていたが、階層ごとの保育料を決めたことのようであるが、納付する金額は変わらないのか。
- 学校教育課長 月額 4,500 円は現行どおりであり、従前は減免であるので、一旦、納付してもらい年度末に返すという形であった。今回の改正では、階層区分ごとに保育料を定めるため、階層区分が①、②になる世帯について

では、納付額が減ることになる。

教育長 この規則は、将来にわたって、この規則が適用されるのか。

学校教育課長 平成28年度からの幼保一元化に伴い、幼稚園保育料については、平成27年度中に坂井市子ども・子育て会議において、金額についても検討していくことになる。幼保一元化になると、同じ建物の中に幼稚園と保育所が存在することになるので、保育内容、保育料等、検討する必要がある。

青柳委員 幼稚園保育料算出資料では、階層区分①、②は国の基準額と同額であるが、③、④、⑤の階層では国の基準額より低くなっている。坂井市は、国の基準額より安く設定しているのか。

学校教育課長 国の基準額は上限を定めたものであり、全国平均である。県内を見ても、国の基準額を使っている市町は無い。坂井市は、平成27年度は現行どおり4,500円で設定するものである。

青柳委員 国の基準額によれば、課税額が高額な世帯は高い保育料を支払うこととなる。しかし、実際は、市町で独自に定めるということか。

学校教育課長 そうである。国の基準額は、上限額である。

青柳委員 県内の市町では、保育料は坂井市と同じような金額となっているのか。

学校教育課長 坂井市は安い。県内市町では、現行の保育料で設定する市町もあり、私立幼稚園にあわせた設定をする市町もあるようである。それぞれの状況が異なるので、比較はしにくいと考える。

委員長 ほかに、ご意見等がなければ、「議案第37号 坂井市立幼稚園保育料の減免に関する規則の一部改正等について」は、原案のとおり承認してよろしいか。

(異議なし)

委員長 「議案第37号 坂井市立幼稚園保育料の減免に関する規則等の一部改正等について」は、原案のとおり承認する。

【議案第39号 教育標準時間認定における幼稚園保育料規則の制定について】

委員長 幼稚園に係る議案であり議案第37号に関連しているので、議案第39

号を先に審議する。これについて事務局の説明を求める。

学校教育課長 (議案内容の説明)

坂井市立幼稚園以外の、認定こども園となった私立幼稚園へ通園する子どもの保育料を定める規則を制定するものである。

委員長 これについて何かご質問、ご意見等はあるか。

委員長 46ページの表について、説明を求める。

学校教育課長 保育料は別表第1により制定するが、別表第1の備考5に該当する世帯については、国が設定した減免額があり、階層区分②、③となる世帯についての減免後の金額を示したものである。

委員長 保育料等については、今後、変化せざるを得ないことがあるのではないか。認定こども園との関係もあり、見直すこともあるのか。

学校教育課長 丸岡の緑幼稚園が、坂井市にある私立幼稚園である。緑幼稚園は、新制度に移行しないため、来年度も私学助成対象の幼稚園となる。子ども・子育て支援新制度では、近い将来、移行することが予測されるため、現在の15,000円という保育料を考慮し、金額の差をつけたくない。また、福井市内の私立幼稚園のことも考慮して、制定するものである。

委員長 緑幼稚園は独自の教育方針で幼稚園教育を行っており、親御さんも承知の上で通園させていると思われる。

青柳委員 教育標準時間認定という言葉について説明してほしい。

滝呑次長 子ども・子育て支援制度において、幼稚園は保育時間を4時間としている。教育標準時間は4時間と認識していただきたい。保育所の保育時間は8時間から11時間と定めている。

教育長 子どもが3人おり、1番上の子が小学校3年生、2番目の子が1年生、3番目の子が幼稚園児であれば、幼稚園児は第3子となるというのは、現行どおりでよいのか。1番上の子が4年生になると、第2子となるのか。

学校教育課長 そのとおりである。4年生以上の子は、カウントしないことになる。

委員長 ほかに、ご意見等がなければ、「議案第39号 教育標準時間認定における幼稚園保育料規則の制定について」は、原案のとおり承認してよ

ろしいか。

(異議なし)

委員長 「議案第 39 号 坂井市立幼稚園保育料の減免に関する規則等の一部改正等について」は、原案のとおり承認する。

【議案第 38 号 坂井市就学援助費支給要綱の一部改正について】

委員長 これについて事務局の説明を求める。

学校教育課長 (議案内容の説明)

就学援助費支給対象者に国公立と記載があるのを削除する改正である。

委員長 これについて何かご質問、ご意見等はあるか。

(質疑なし)

委員長 ご意見等がなければ、「議案第 38 号 坂井市就学援助費支給要綱の一部改正について」は、原案のとおり承認してよろしいか。

(異議なし)

委員長 「議案第 38 号 坂井市就学援助費支給要綱の一部改正について」は、原案のとおり承認する。

【議案第 40 号 坂井市地区体育館使用条例施行規則の廃止について】

委員長 これについて事務局の説明を求める。

武曾次長 (議案内容の説明)

4月からのコミュニティセンター化に伴い、教育委員会施行規則を廃止し、市長部局にて施行規則を制定するものである。

委員長 ご意見等がなければ、「議案第 40 号 坂井市地区体育館使用条例施行規則の廃止について」は、原案のとおり承認してよろしいか。

(異議なし)

委員長 「議案第 40 号 坂井市地区体育館使用条例施行規則の廃止について」は、原案のとおり承認する。

【議案第 41 号 坂井市一筆啓上日本一短い手紙の館条例施行規則の制定について】

委員長 これについて事務局の説明を求める。

文化課長 (議案内容の説明)

協議事項に挙げている「坂井市一筆啓上日本一短い手紙の館条例の制定について」も関連するので、あわせて説明する。平成 27 年 7 月開館予定の坂井市一筆啓上日本一短い手紙の館条例、同施行規則を制定するものである。

委員長 これについて何かご質問、ご意見等はあるか。

委員長 年末年始のみ休館とするのは、観光施設という位置づけであるのか。

文化課長 丸岡城とあわせて来館される方も多いであろうと考え、丸岡城は休館日が無く、1 月 1 日は無料である。また、資料館は年末年始を休館としているので、資料館にあわせた休館日とする。

委員長 みくに龍翔館は、どうか。

文化課長 みくに龍翔館は、毎週水曜日と年末年始が休館日である。

委員長 人的配置はいただけるものと思うが、年末年始だけを休館とするのは、大変なのではないか。

青柳委員 指定管理者に管理業務を委託するとしても、いかがか。

文化課長 平成 27 年度については、指定管理者を置くことはしないものとする。運営については、丸岡文化財団に任せることとし、管理については、文化課で行うこととする。管理が安定してきたら、指定管理者に委託したいと考えている。何年度から指定管理とできるかは未定であるが、その時に備えて、指定管理についても謳っている。

青柳委員 週に 1 日、休館日にする方がよいのではないか。少ない人数の来館であっても運営経費が必要となるため、休館日を設ける方がよいのではないか。

教育部長 丸岡城の入館料は資料館とあわせて 300 円であるが、手紙の館との連携を考慮し、共通入場券にするとよいのではないかという意見もある。そうなると、丸岡城と同じ開館日にしなければ不都合が生じる。

委員長 教育委員会管轄施設ではあるが、観光施設という捉え方なのが感じ
る。

文化課長 教育施設でもあり観光施設でもあるという、二面を持つ施設と考える。手紙の館の入場者が増えると、丸岡城への入場者が増えるといった相乗効果を期待するものである。丸岡城周辺にたくさん的人が来てくれる核となる施設といった考え方で、休館日は設けないこととする。委託料の中で人件費として臨時職員3名の予算を計上している。

委員長 資料館は丸岡城と同様に、毎日開館しているのか。

文化課長 そうである。

委員長 体育施設も指定管理者による管理で、毎日開いているのか。

武曾次長 年末年始以外は、使用できる。

委員長 ほかに、ご意見等がなければ、「議案第41号 坂井市一筆啓上日本一短い手紙の館条例施行規則の制定について」は、原案のとおり承認してよろしいか。

(異議なし)

委員長 「議案第41号 坂井市一筆啓上日本一短い手紙の館条例施行規則の制定について」は、原案のとおり承認する。

【議案第42号 坂井市文化財保護審議会に諮問することの協議について】

委員長 これについて事務局の説明を求める。

文化課長 (議案内容の説明)

2体の文化財について坂井市指定文化財とするため、文化財保護審議会へ諮問書を提出するための協議である。

委員長 これについて何かご質問、ご意見等はあるか。

委員長 破損が進んでいるようであるが、文化財に指定するしないによる違いは、どういったものか。

文化課長 修理をすることになった場合、指定文化財であれば、市として2分の1の補助をすることになる。

委員長 今よりも腐食が進まないような処理が、ぜひ必要であると思う。現代の私たちの責任であると思う。

委員長 ほかに、ご意見等がなければ、「議案第 42 号 坂井市文化財保護審議会に諮問することの協議について」は、原案のとおり諮問書を提出することとしてよろしいか。

(異議なし)

委員長 「議案第 42 号 坂井市文化財保護審議会に諮問することの協議について」は、原案のとおり承認する。

【議案第 43 号 就学指定校の変更許可について】

委員長 これについて事務局の説明を求める。

学校教育課長 (議案内容の説明)
新規の申請が 1 件である。

委員長 これについて何かご質問、ご意見等はあるか。

委員長 ご意見等がなければ、「議案第 43 号 就学指定校の変更許可について」は、原案のとおり承認してよろしいか。

(異議なし)

委員長 ほかに、ご意見等なれば「議案第 43 号 就学指定校の変更許可について」は、原案のとおり承認する。

来月の定例教育委員会は、3 月 20 日（金）午後 1 時 30 分からに決定。

【平成 27 年 2 月 坂井市定例教育委員会 審議結果】

平成 27 年 2 月 23 日（1 日間）に開催された、定例教育委員会審議の結果を報告する。

議案番号	件 名	議決年月日	審議結果
議案第 35 号	坂井市教育委員会表彰規則に基づく表彰について	H27. 2. 23	原案承認
議案第 36 号	坂井市教育委員会公告式規則等の一部改正等について	H27. 2. 23	原案承認
議案第 37 号	坂井市立幼稚園保育料の減免に関する規則の一部改正について	H27. 2. 23	原案承認
議案第 38 号	坂井市就学援助費支給要綱の一部改正について	H27. 2. 23	原案承認
議案第 39 号	教育標準時間認定における幼稚園保育料規則の制定について	H27. 2. 23	原案承認
議案第 40 号	坂井市地区体育館使用条例施行規則の廃止について	H27. 2. 23	原案承認
議案第 41 号	坂井市一筆啓上日本一短い手紙の館条例施行規則の制定について	H27. 2. 23	原案承認
議案第 42 号	坂井市文化財保護審議会に諮問することの協議について	H27. 2. 23	原案承認
議案第 43 号	就学指定校の変更許可について	H27. 2. 23	原案承認

上記のとおり会議の顛末を記し、これを証するために署名する。

平成 27 年 3 月 20 日

教育委員長

喜多 正之

職務代理者

三宅 小百合

委 員

青柳 裕

委 員

若松 郁琴

教 育 長

川元 利夫

会議録調製職員

島田 順子

小川 宣成